2026年4月28日

各　　位

ビート・ホールディングス・リミテッド
（URL：https://www.beatholdings.com/）
代表者名　最高経営責任者（CEO）
チン・シャン・フイ
（東証スタンダード市場　コード番号：9399）
連絡先　IR室マネージャー
高山　雄太
（電話：03-4570-0741）

臨時株主総会の基準日の再設定、及び定時株主総会の基準日の設定に関するお知らせ

本日、取締役会は、（1）昨年、臨時株主総会のために設定した基準日を取消し、新たな基準日を設定すること、及び（2）2026年度定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）の基準日を設定することについて決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 臨時株主総会の基準日の再設定について

当社の2025年6月2日付開示資料「臨時株主総会の基準日の設定に関するお知らせ」にて、当社は2025年5月30日付開示資料「株主提案の受領に関するお知らせ」（以下「2025年6月2日付開示資料」といいます。）に記載のとおり、株主らより株主総会の招集請求に関する書面を受領したため、臨時株主総会の基準日を2025年6月17日（火）に設定したことをお知らせしました。ただ、現在も議案の内容が確定していないため、臨時株主総会を開催しておりません（これまで、上記基準日に基づき権利行使は行われておりません。）。当社は、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記された会社で、ケイマン法の下で上記基準日は、現在も有効ではありますが、その後、10ヶ月以上経過しているため、取締役会は、可能な限り現在の株主が権利を行使できるよう基準日を再設定すべきと考え、今般、上記基準日を取消した上で、臨時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、新たに2026年5月13日（水）を基準日とすることを決議しました。

同日の最終の株主名簿に記録された株主が、臨時株主総会において権利を行使することができる株主となります。なお、臨時株主総会の開催日時、開催場所及び議案（注）につきましては、確定次第お知らせいたします。

（注）2025年6月2日付開示資料に記載の株主提案は、2025年7月11日付開示資料「株主提案の受領に関するお知らせ」（以下「2025年7月11日付開示資料」といいます。）に記載のとおり、同提案株主らにより取下げられた上で更新されており、2025年7月15日付開示資料「株主提案の訂正版の受領に関するお知らせ」に記載のとおり、同提案株主らは、2025年7月11日付開示資料の株主提案を若干訂正しました（以下、総称して「2025年7月15日付開示資料」といいます。）。また、2025年6月16日付開示資料「株主提案の受領に関するお知らせ」（以下「2025年6月16日付開示資料）にてお知らせしたとおり、2025年7月15日付開示資料とは別の株主らより株

主提案を受領しております。そのため、新たな基準日において、引き続き 2025 年 6 月 16 日付開示資料及び・又は 2025 年 7 月 15 日付開示資料に記載の株主提案に基づいて、議案の内容を考慮する予定です。

2. 定時株主総会の基準日の設定について

本日、取締役会は、定時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、2026年5月13日（水）を基準日とすることを決議しました。基準日を臨時株主総会と同日にしているのは、両総会の準備に係る費用を可能な限り抑えるためであり、両総会を同日に開催することも目指しております。

同日の最終の株主名簿に記録された株主が、定時株主総会において権利を行使することができる株主となります。なお、定時株主総会の開催日時、開催場所及び議案等につきましては、決定次第お知らせいたします。

以　上

ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンシングを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は、東京証券取引所の市場第二部に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：https://www.beatholdings.com/ をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。